

まもる、つなぐ、ふるさとの環境

大気保全に関する 法制度のあらまし

平成30年4月

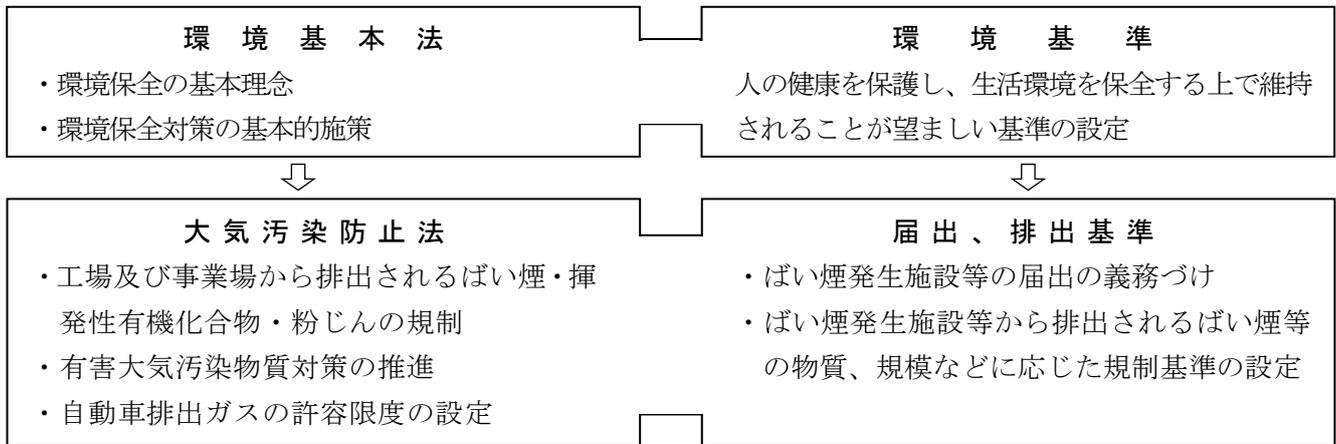
青森県環境生活部
環境保全課

目 次

1	大気汚染に係る環境基準等	1
(1)	大気汚染に係る環境基準	1
(2)	大気汚染に係る指針値	3
(3)	ダイオキシン類に係る大気環境基準	3
2	大気汚染防止法によるばい煙、粉じん及び水銀等規制等	4
(1)	大気汚染防止法の趣旨	4
(2)	大気汚染防止法の体系	5
(3)	届出義務等	7
ア	ばい煙発生施設	7
イ	揮発性有機化合物排出施設	7
ウ	一般粉じん発生施設	8
エ	特定粉じん発生施設	8
オ	特定粉じん排出等作業の実施の届出	8
カ	水銀排出施設	8
キ	事故時の通報	8
ク	届出書の提出部数	8
ケ	受理書の交付等	8
(4)	ばい煙規制	9
ア	ばい煙発生施設	9
イ	硫黄酸化物の排出基準	12
ウ	ばいじんの排出基準	13
エ	有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準	18
オ	窒素酸化物の排出基準	20
(5)	揮発性有機化合物規制	28
ア	揮発性有機化合物排出施設	28
イ	揮発性有機化合物の排出基準	29
(6)	粉じん規制	30
ア	一般粉じん関係	30
イ	特定粉じん発生施設関係	31
ウ	特定粉じん排出等作業関係	31
(7)	水銀等（水銀及びその化合物）規制	34
ア	水銀排出施設	34
イ	水銀等の排出基準	37
(8)	有害大気汚染物質対策	41
ア	指定物質排出施設	41
イ	指定物質抑制基準	41
3	青森県公害防止条例によるばい煙及び粉じん規制	43
(1)	ばい煙規制	43
ア	ばい煙関係施設	43
イ	硫黄酸化物の排出基準	43
ウ	ばいじんの排出基準	44
(2)	粉じん規制	45
ア	粉じん関係施設	45
イ	粉じん関係施設の構造並びに使用及び管理に関する基準	45
4	自主測定	46
(1)	ばい煙量等の測定	46
(2)	揮発性有機化合物濃度の測定	47
(3)	特定粉じんの濃度の測定	47
(4)	水銀濃度の測定	48
5	届出書の提出先等	48
6	大気汚染の緊急時の措置	49
7	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（うち、大気基準適用施設）の届出、 大気排出基準及び自主測定	50
(1)	届出義務	50
(2)	特定施設（大気基準適用施設）	50
(3)	大気排出基準	51
(4)	自主測定	51
〈	大気関係届出先及び問い合わせ先〉	52

1 大気の汚染に係る環境基準等

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づいて、大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、大気の汚染に係る環境基準が定められており、これを目標として大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）を中心に大気汚染防止対策が進められています。



(1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

物 質	環境上の条件（告示年月日）	評 価 方 法
二 酸 化 硫 黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.8）	大気汚染に係る環境基準について（昭和48年6月12日環大企第143号環境庁大気保全局長通知） ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一 酸 化 炭 素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8）	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。（S48.5.8）	
二 酸 化 窒 素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11）	二酸化窒素に係る環境基準の改定について（昭和53年7月17日環大企第262号環境庁大気保全局長通知） 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8）	

備考

- この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μ m以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	<p>微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知）</p> <p>長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、評価の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 <p>（注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。</p>

備考

- 1 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件 （ 告 示 年 月 日 ）
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。（H9.2.4）
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。（H9.2.4）
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。（H9.2.4）
ジクロロメタン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。（H13.4.20）

備考

- 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 大気の汚染に係る指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について（平成15年9月30日付環管総発第030930004号環境省環境管理局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」について（平成18年12月20日付環水大総発第061220001号環境省水・大気環境局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」について（平成22年10月15日付環水大総発第101015002号、環水大大発第101015004号環境省水・大気環境局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」について（平成26年5月1日付環水大総発第1405011号、環境省水・大気環境局長通知）

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水 銀	年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下
ニッケル化合物	年平均値 $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6 \text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下
備考 1 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。	

(3) ダイオキシン類に係る大気環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づいて、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）抜粋

媒 体	基 準 値
大 気	$0.6 \text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下
備考 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 大気の基準値は、年間平均値とする。 3 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

2 大気汚染防止法によるばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等規制等

(1) 大気汚染防止法の趣旨

大気汚染を防止し、環境基準を達成するための最も重要な対策は、大気汚染防止法によるばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出規制の制度です。

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙、揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物及び水銀排出施設から排出される水銀等については排出口における排出基準が、一般粉じん発生施設については構造等に関する基準が、特定粉じん発生施設から排出され又は飛散する特定粉じんについては敷地境界基準が、特定粉じん排出等作業については作業基準がそれぞれ定められています。

これらの排出等基準の遵守のために、大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設の設置等の届出、特定粉じん排出等作業の実施の届出、知事による計画変更命令及び改善命令、並びに、ばい煙又は水銀等の測定結果の未記録、虚偽の記録等及び排出基準違反に対する罰則などの措置が定められています。

また、有害大気汚染物質対策を推進するため、指定物質排出施設については指定物質抑制基準が定められています。

大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設等	規制基準	規制措置等	
ばいじん	硫黄酸化物	二酸化硫黄、三酸化硫黄	物の燃焼	排出基準 〔量規制、地域ごととK値方式〕	改善命令、直罰など	
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	排出基準 〔濃度規制、施設の種類規模ごと〕	改善命令、直罰など	
有害物質	窒素酸化物	物の燃焼、合成、分解など	ばい煙発生施設	排出基準 〔濃度規制、施設の種類規模ごと〕	改善命令、直罰など	
	カドミウム、弗化水素、塩素、塩化水素など	物の燃焼、合成、分解など	ばい煙発生施設	排出基準 〔濃度規制、施設の種類のごと〕	改善命令、直罰など	
煙	〔特定有害物質〕 未指定	物の燃焼	ばい煙発生施設	排出基準 〔量規制、K値方式〕	改善命令、直罰など	
揮発性有機化合物	トルエン、キシレンなど	溶剤の揮発など	揮発性有機化合物排出施設	排出基準 〔濃度規制、施設の種類のごと〕	改善命令、直罰など	
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破碎、選別、堆積など	一般粉じん発生施設	構造・使用・管理基準	基準適合命令など
	特定粉じん	石綿	物の破碎、選別、堆積など	特定粉じん発生施設	規制基準 〔敷地境界での濃度基準〕	改善命令など
		建築物の解体など	特定粉じん排出等作業	規制基準 〔作業の方法に関する基準〕	基準適合命令など	
水銀等	水銀	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	水銀排出施設	排出基準 〔濃度規制、施設の種類の規模ごと〕	改善命令、直罰など	
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、鉛、窒素酸化物など	自動車の運行	自動車	許容限度 〔保安基準で確保〕	車両検査、整備命令など 〔他法による〕	
特定物質	フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設 (政令等で特定せず)	なし	事故時の措置命令	
指定物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン	物の合成、使用など	指定物質排出施設	指定物質抑制基準	勧告	

届出義務 (6, 7, 8, 11, 12)	実施の制限 (10)	罰
排出基準 (3.1)	計画変更命令等 (9, 9の2)	
特別排出基準 (3.3)	排出の制限 (13)	
上乘せ基準 (4.1)	改善命令等 (14.1)	
事前通知 (4.3)	報告徴収・立入検査 (26)	
勧告 (5)		
測定義務 (16)		
燃料使用基準 (15.3)	基準遵守勧告 (15.1) 基準遵守命令 (15.2)	
指定ばい煙総量削減計画 (5の2.1, 5の3)	総量規制基準 (5の2) 排出の制限 (13の2)	
	特別の総量規制基準 (5の2.3) 改善命令等 (14.3)	
SO _x に係る指定地域における燃料使用基準 (15の2.3)	基準遵守勧告 (15の2.1) 基準遵守命令 (15の2.2)	罰
事故時の措置 (17.1)		
事故発生時の通報義務 (17.2)		
措置命令 (17.3)		
報告徴収・立入検査 (26)		
届出義務 (17の5, 17の6, 17の7, 17の13)	実施の制限 (17の9, 17の13)	
排出基準 (17の4)	計画変更命令 (17の8)	
測定義務 (17の12)	排出基準の遵守義務 (17の10)	
事業者の責務 (17の14)	改善命令等 (17の11, 17の13)	
国民の努力 (17の15)	報告徴収・立入検査 (26)	
届出義務 (18, 18の2, 18の13)	基準遵守義務 (18の3)	罰
構造・使用・管理基準 (18の3)	基準適合命令等 (18の4)	
	報告徴収・立入検査 (26)	
届出義務 (18の6, 18の7, 18の13)	実施の制限 (18の9, 18の13)	
敷地境界基準 (18の5)	計画変更命令等 (18の8)	
測定義務 (18の12)	基準遵守義務 (18の10)	
	改善命令等 (18の11, 18の13)	
	報告徴収・立入検査 (26)	
届出義務 (18の15)	計画変更命令 (18の16)	
作業基準 (18の14)	基準遵守義務 (18の18)	
解体等工事に係る調査及び説明 (18の17)	基準適合命令等 (18の19)	
発注者の配慮 (18の20)	報告徴収・立入検査 (26)	
届出義務 (18の23, 18の24, 18の25)	実施の制限 (18の27)	罰
排出基準 (18の22)	計画変更命令 (18の26)	
測定義務 (18の30)	排出基準の遵守義務 (18の28)	
要排出抑制施設の設置者の自主的取組 (18の32)	改善命令等 (18の29)	
事業者の責務 (18の33)	報告徴収・立入検査 (26)	
国の施策 (18の34)		
[大気への排出状況の把握及び公表、排出抑制技術の情報の収集及び普及、排出抑制に係る施策の実施]		
地方公共団体の施策 (18の35)		
[情報の提供、知識の普及]		
事業者の責務 (18の37)		
[排出状況の把握、排出抑制]		
国の施策 (18の38)		
[大気状況の調査、科学的知見の充実、有害性の評価及び公表、排出抑制技術の情報の収集及び普及]		
地方公共団体の施策 (18の39)		
[地域の大气状況の調査、情報の提供、知識の普及]		
国民の努力 (18の40)		
指定物質抑制基準 (附則9)	勧告 (附則10)	
報告徴収 (附則11)		
自動車排出ガスに係る許容限度 (19)	国土交通大臣による考慮 (19.2)	
燃料に関する許容限度 (19の2)	経済産業大臣による考慮 (19の2.2)	
自動車排出ガス濃度の測定 (20)	測定に基づく要請 (21.1)	
	測定に基づく意見 (21.3)	
緊急時の協力要請 (23.1)		
緊急時の都道府県公安委員会への措置要請 (23.2)		
大気の汚染状況の公表 (24.1)		

の化合物、⑤窒素酸化物

⑦硫化水素、⑧磷化水素、⑨塩化水素、⑩二酸化窒素、⑪アクロレイン、⑫二酸化硫黄、⑬塩素、⑭二硫化炭素、⑮ベンゼン化セレン、⑯クロルスルホン酸、⑰黄磷、⑱三塩化磷、⑲臭素、⑳ニッケルカルボニル、㉑五塩化磷、㉒メルカプタン

(3) 届出義務等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置する工場又は事業場に対して各種の届出義務が課せられています。

届出書は、施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている施設にあっては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている施設にあっては八戸市環境保全課）へ、その届出の種類ごとに定められた期日までに届け出なければなりません。

ア ばい煙発生施設

- ・設置の届出（法第6条第1項）

ばい煙発生施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・使用の届出（法第7条第1項）

既に設置されている施設が政令の改正によりばい煙発生施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。ばい煙発生施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・構造等の変更の届出（法第8条第1項）

届出済みであるばい煙発生施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・氏名の変更等の届出（法第11条）

届出済みである次の事項に変更のあった場合に行う届出で、変更のあった日から30日以内に届け出なければなりません。

①届出者の氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名

②工場又は事業場の名称、所在地

- ・承継届出（法第12条第3項）

ばい煙発生施設を譲り受け、又は、借り受けた場合等に行う届出で、承継した日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・廃止届出（法第11条）

ばい煙発生施設の使用を廃止した場合に行う届出で、廃止した日から30日以内に届け出なければなりません。

イ 揮発性有機化合物排出施設

- ・設置の届出（法第17条の5第1項）

揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・使用の届出（法第17条の6第1項）

既に設置されている施設が政令の改正により揮発性有機化合物排出施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・構造等の変更の届出（法第17条の7第1項）

届出済みである揮発性有機化合物排出施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・氏名の変更等・承継・廃止届出（法第17条の13第2項）

アの場合と同様です。事後30日以内に届け出なければなりません。

ウ 一般粉じん発生施設

・設置の届出（法第18条第1項）

一般粉じん発生施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の前までに届け出なければなりません。

・使用の届出（法第18条の2第1項）

既に設置されている施設が政令の改正により一般粉じん発生施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。一般粉じん発生施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

・構造等の変更の届出（法第18条第3項）

届出済みである一般粉じん発生施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の前までに届け出なければなりません。

・氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の13第2項）

アの場合と同様です。事後30日以内に届け出なければなりません。

エ 特定粉じん発生施設

アの場合と同様です。

設置の届出（法第18条の6第1項）、構造等の変更の届出（法第18条の6第3項）は、その工事に着手する日の60日前までに、使用の届出（法第18条の7第1項）、氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の13第2項）は事後30日以内にそれぞれ行わなければなりません。

オ 特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の15第1項）

特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）の発注者等が行う届出で、作業の開始の日の14日前までに届け出なければなりません。

カ 水銀排出施設

アの場合と同様です。

設置の届出（法第18条の23第1項）、構造等の変更の届出（法第18条の25第1項）は、その工事に着手する日の60日前までに、使用の届出（法第18条の24第1項）、氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の31第2項）は事後30日以内にそれぞれ行わなければなりません。

キ 事故時の通報（法第17条第2項）

ばい煙発生施設又は特定施設（政令で定めるものを発生する施設）を設置している工場又は事業場において、その故障、破損などによりばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故の状況を地域県民局環境管理部（青森市内の工場又は事業場は青森市環境政策課、八戸市内の工場又は事業場は八戸市環境保全課）に通報しなければなりません。

ク 届出書の提出部数

正本1部 写し1部

ケ 受理書の交付等

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、使用又は構造等変更の届出書を審査した結果、排出基準などに適合していると認められる場合は、地域県民局長（青森市長又は八戸市長）から届出者に対して受理書が交付されます。ただし、排出基準などに適合していないと認められる場合は、計画変更等の命令を受けることがあります。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰せられることがあります。

(4) ばい煙規制

ア ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1

番号	施設 の 名 称	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	次のいずれかに該当すること。 ・伝熱面積が10㎡以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・ガス発生炉 ・加熱炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（14の項に掲げるもの除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煨焼炉	原料の処理能力が1t/h以上であること。
4	金属の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（14の項に掲げるもの除く。） ・溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1㎡以上であること。 ・羽口面断面積が0.5㎡以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/h以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焼成炉 ・熔融炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1㎡以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（26の項に掲げるものを除く。） ・反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。） ・直火炉	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が2㎡以上であること。 ・焼却能力が200kg/h以上であること。

番号	施設 の 名 称	規 模
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉 ・乾燥炉 	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力が0.5t/h以上であること。 ・火格子面積が0.5㎡以上であること。 ・羽口面断面積が0.2㎡以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1㎡以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/h以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・塩素反応施設 ・塩化水素反応施設 ・塩化水素吸収施設 	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・反応施設 ・濃縮施設 ・焼成炉 ・溶解炉 	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・原料として使用する燐鉱石の処理能力が80kg/h以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（密閉式のものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・凝縮施設 ・吸収施設 ・蒸留施設 	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積が10㎡以上であること。 ・ポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・反応施設 ・乾燥炉 ・焼成炉 	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力が80kg/h以上であること。 ・火格子面積が1㎡以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が20kVA以上であること。

番号	施設 の 名 称	規 模
26	鉛系顔料の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・溶解炉 ・反射炉 ・反応炉 ・乾燥施設	次のいずれかに該当すること。 ・容量が0.1m ³ 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・吸収施設 ・漂白施設 ・濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/h以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上であること。
32	ガソリン機関	

- (注) 1 伝熱面積とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}令第1号）第2条の規定により算定された伝熱面積をいう。
2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。
3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

イ 硫黄酸化物の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）第3条ほか

第3条 法第3条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$$

この式において、 q 、 K 及び $H e$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

q 硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した m^3/h ）
 K 法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値
 $H e$ 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 m ）

2 法第3条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 $H e$ 、 $H o$ 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H e$ 補正された排出口の高さ（単位 m ）
 $H o$ 排出口の実高さ（単位 m ）
 Q 温度15℃排出ガス量（単位 m^3/s ）
 V 排出ガスの排出速度（単位 m/s ）
 T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(注) 1 K 値は、大気汚染防止法施行令別表第3及び大気汚染防止法施行規則別表第1により、地域ごとに次のとおり定められている。（地域区分は昭和51年9月1日における行政区画である。）

番号	地域区分	K値
6	八戸市	6.0
15	青森市	14.5
16	その他の地域	17.5

- この排出基準は、伝熱面積が $10m^2$ 未満のボイラー（以下「小型ボイラー」という。）であって昭和60年9月10日より前に設置の工事が着手されたものについては、当分の間、適用しない。
- この排出基準は、ガスタービン又はディーゼル機関のうち排出ガス量が $1万m^3$ 未満のものであって昭和63年2月1日より前に設置の工事が着手されたものについては、当分の間、適用しない。
- この排出基準は、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、適用しない。

ウ ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）別表第2抜粋ほか

1 この表の一般排出基準の欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 g）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）

C_s 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

2 この表の一般排出基準の欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量とする。

4 この表において、排出ガス量とは、温度が0℃であって圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。

5 この表において、既設とは、昭和57年6月1日（廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日）の前に設置の工事が着手されたものをいう。

6 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m ³ /h)	一般排出基準 (g/m ³)	O _n (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m ³)	O _n の扱い
1	1 (注)2	ガスを専焼させるボイラー（5の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.05	5		
			4万未満	0.10	5		
2		ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20万以上	0.05	4	既設は当分の間0.07とする。	
			4～20万	0.15	4	既設は当分の間0.18とする。	
			1～4万	0.25	4		
			1万未満	0.30	4		O _n は当分の間O _s とする。
3		ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20万以上	0.15	O _s	既設は当分の間0.20とする。	
			4～20万	0.25	O _s	既設は当分の間0.35とする。	
			4万未満	0.30	O _s		
4		石炭を燃焼させるボイラー（5の項に掲げるものを除く。） (注)1	20万以上	0.10	6	既設は当分の間0.15とする。	
			4～20万	0.20	6	既設は当分の間0.25とする。	
			4万未満	0.30	6	既設は当分の間0.35とする。	
5		令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔に附属するボイラー (注)1	—	0.20	4	既設は当分の間0.30とする。	
6		ボイラー（1の項から5の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.30	6		O _n は当分の間O _s とする。
			4万未満	0.30	6	既設は当分の間0.40とする。	

番号	別第1号	施設名	排出量 (m^3/h)	一般排出基準 (g/m^3)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m^3)	Onの扱い
7	2	ガス発生炉	—	0.05	7		
8		加熱炉	—	0.10	7		
9	3	焙焼炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.15	Os		
10		フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉	—	0.20	Os		
11		焼結炉 (10の項に掲げるものを除く。)	—	0.15	Os		
12		煨焼炉	4万以上	0.20	Os	既設は当分の間0.25とする。	
	4万未満		0.25	Os	既設は当分の間0.30とする。		
13	4	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	Os		
14		溶鉱炉 (13の項に掲げるものを除く。)	—	0.15	Os		
15		転炉	—	0.10	Os	燃焼型で既設のものは当分の間0.13とする。	
16		平炉	4万以上	0.10	Os		
	4万未満		0.20	Os			
17	5	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.20	Os	アルミニウムの地金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は当分の間0.30とする。	
18	6	加熱炉	4万以上	0.10	11	既設は当分の間0.15とする。	Onは当分の間Osとする。
			4万未満	0.20	11	既設は当分の間0.25とする。	
19	7	加熱炉	4万以上	0.10	6		
			4万未満	0.15	6	潤滑油の製造の用に供する1万 m^3/h 未満の既設のものは当分の間0.18とする。	

番号	別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m ³ /h)	一般排出基準 (g/m ³ N)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m ³ N)	Onの扱い
20	8	触媒再生塔	—	0.20	6	既設は当分の間0.30とする。	
21	8の2	燃焼炉	—	0.10	8		
22	9	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	—	0.40	15		
23		焼成炉（石灰焼成炉に限り、22の項に掲げるものを除く。）	—	0.30	15		
24		セメントの製造の用に供する焼成炉	—	0.10	10		
25		耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	4万以上	0.10	18		
			4万未満	0.20	18		
26		焼成炉（22の項から25の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.15	15		Onは当分の間Osとする。
			4万未満	0.25	15		
27		板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む。）の製造の用に供する熔融炉	4万以上	0.10	15		
			4万未満	0.15	15		
28		光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する熔融炉	4万以上	0.10	16		
			4万未満	0.15	16	既設は当分の間0.30とする。	
29		熔融炉（27の項及び28の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.10	15		
	4万未満		0.20	15			
30	10	反応炉及び直火炉	4万以上	0.15	6		Onは当分の間Osとする。
			4万未満	0.20	6	活性炭の製造の用に供する1万m ³ /h未満の既設の反応炉は当分の間0.30とする。	
31	11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2万以上	0.50	16 ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。	既設は当分の間0.60とする。	
			2万未満	0.50			
32		乾燥炉（31の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.15	16 ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。	既設は当分の間0.30とする。	
			1～4万	0.20			
			1万未満	0.20			既設は当分の間0.35とする。

番号	令別 表第 1の 番号	施設名	排 ガス 量 (m ³ /h)	一 般 排 出 基 準 (g/m ³ N)	O n (%)	備 考	
						一般排出基準 (g/m ³ N)	O n の 扱 い
33	12	合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る。）の製造の用に供する電気炉	—	0.20	O s		
34		電気炉のうち合金鉄（珪素の含有率が40%未満のものに限る。）及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	O s		
35		電気炉（33の項及び34の項に掲げるものを除く。）	—	0.10	O s		
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	0.04	12	既設は当分の間 0.08とする。	
			焼却能力 2～4t/h	0.08	12	既設は当分の間 0.15とする。	
			焼却能力 2t/h未満	0.15	12	既設は当分の間 0.25とする。	
38	14	焙焼炉	4万以上	0.10	O s		
			4万未満	0.15	O s		
39	14	焼結炉	—	0.15	O s		
40		溶鋳炉	—	0.15	O s		
41		転炉	—	0.15	O s		
42		溶解炉	4万以上	0.10	O s		
			1～4万	0.20	O s		
			1万未満	0.20	O s	既設は当分の間 0.30とする。	
43	乾燥炉	4万以上	0.15	16 ただし直 接熱風乾 燥炉は0s とする。	気流搬送型の既 設は当分の間 0.18とする。		
		4万未満	0.20		既設は当分の間 0.30とする。		
44	18	反応炉	—	0.30	6		
45	20	電解炉	—	0.05	O s		
46	21	焼成炉	—	0.15	15		
47		溶解炉	—	0.20	O s		
48	23	乾燥炉	—	0.10	16 ただし直 接熱風乾 燥炉は0s とする。		
49		焼成炉	—	0.15		15	

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m ³ /h)	一般排出基準 (g/m ³ N)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m ³ N)	Onの扱い
50	24	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.20	Os		
51	25	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.15	Os		
52	26	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.15	Os		
53		反射炉	—	0.10	Os		
54		反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）	—	0.05	6 ただし鉛酸化物の製造の用に供するものはOsとする。		
55	28	コークス炉	—	0.15	7		
56	29	ガスタービン	—	0.05	16	昭和63年1月31日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
57	30	ディーゼル機関	—	0.10	13		
58	31	ガス機関	—	0.05	0	非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
59	32	ガソリン機関	—	0.05	0		

注1 石炭のみを燃焼させるボイラーについては、当分の間、ばいじんの排出基準として次の基準が適用される。

区	分	排出基準(g/m ³ N)
昭和57年6月1日において現に設置されている令別表第1の1の項に掲げるボイラー	昭和57年6月1日同日から平成7年7月2日までの間 発熱量20,930.25kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成7年7月3日以後発熱量23,023.275kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させるものに限る。	0.45 { Onは、6% } とする。

2 小型ボイラー（令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち第2条の規定により算定された伝熱面積が10m²未満のボイラー）については、次の基準が適用される。

区	分	一般排出基準
昭和60年9月9日までに設置の工事が着手されたもの		当分の間適用を猶予する。
昭和60年9月10日以降に設置の工事が着手されたもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ガス、灯油、軽油又はA重油のみを専焼又は混焼させる施設については、当分の間適用を猶予する。 ・その他のものについては、次のとおりとする。 平成2年9月9日までに設置の工事が着手されたもの→ 0.5g/m³N 平成2年9月10日以降に設置の工事が着手されたもの→ 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)別表第2に定めるとおり

エ 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質（窒素酸化物を除く。）の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第3ほか

- 1 この表の一般排出基準の欄に掲げる有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 2 この表の3の項の13号（廃棄物焼却炉）に掲げる塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

 - C 塩化水素の量（単位 mg）
 - O_s 排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）
 - C_s 日本工業規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの（単位 mg）
- 3 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。
- 4 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

番号	有害物質名	令別表第1の番号	ばい煙発生施設		排出基準 (mg/m ³ N)
			用途	施設の種類	
1	カドミウム及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用	焼成炉 溶融炉	1.0
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焙焼炉 焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） 溶鋇炉（溶鋇用反射炉を含む。） 転炉 溶解炉 乾燥炉	
		15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用	乾燥施設	
2	塩素	16	塩素化エチレンの製造用	塩素急速冷却施設	30
		17	塩化第二鉄の製造用	溶解槽	
		18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用	反応炉	
		19	化学製品の製造用	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	
3	塩化水素	13	—	廃棄物焼却炉	700
16		塩素化エチレンの製造用	塩素急速冷却施設	80	
17		塩化第二鉄の製造用	溶解槽		
18		活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用	反応炉		
19		化学製品の製造用	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設	〔塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するもの限り、この項の16号から18号に掲げるもの及び密閉式のものを除く。〕	

番号	有害物質名	令別表第1の番号	ばい煙発生施設		排出基準 (mg/m ³ N)						
			用途	施設の名称							
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造（原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。）の用	焼成炉 溶融炉	10						
		21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。） 濃縮施設 溶解炉（燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。）							
		22	弗酸の製造用	凝縮施設 吸収施設 蒸留施設 〔密閉式のものを除く。〕							
		23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	反応施設 乾燥炉 焼成炉							
		20	アルミニウムの精錬用	電解炉		有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出されるもの 3.0					
		21	過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	燐酸質肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	溶解炉のうち電気炉	15					
							燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	焼成炉	20		
										燐酸質肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用	溶解炉のうち平炉
		20	アルミニウムの精錬用	電解炉	有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出されるもの 1.0						
5	鉛及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造（原料として酸化鉛を使用するものに限る。）の用	焼成炉 溶融炉	20						
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焙焼炉 転炉 溶解炉 乾燥炉	10						
		24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造用	溶解炉							
		25	鉛蓄電池の製造用	溶解炉							
		26	鉛系顔料の製造用	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	30						
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）							

オ 窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）別表第3の2ほか

1 この表の排出基準の欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量（単位 cm³）

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）

C_s 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの（単位 cm³）

2 この表において、排出ガス量とは、温度が0℃であって圧力が1気圧の状態に換算した1時間あたりの排出ガスの最大量をいう。

3 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

<その1>

令別表第1の項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	O _n (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ _N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
1	①	ガスを専焼させるボイラー	50以上	5	130	130	100	60	60	60	60
			10～50	5	130	130	100	100	100	100	100
			4～10	5	130	130	130	100	100	100	100
			1～4	5	150	150	130	130	130	130	130
		1未満	5	150	150	150	150	150	150	150	
②	低品位炭(注2)を専焼させるボイラー 〔火炉分割壁型、火炉熱発生率586,047kJ/m ³ /h以上、排ガス量50万m ³ /h以上〕	70以上	6	550	300	300	300	300	300	200	
		50～70	6	550	300	300	300	300	300	250	
③	低品位炭(注2)を専焼させるボイラー 〔排ガス量30万m ³ /h以上、②以外〕	70以上	6	480	300	300	300	300	300	200	
		50～70	6	480	300	300	300	300	300	250	
		30～50	6	480	350	300	300	300	300	250	
④	石炭を専焼させるボイラー 〔前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率586,047kJ/m ³ /h以上、排ガス量20万～25万m ³ /h〕	20～25	6	450	350	300	300	300	300	250	

令別表第1の項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ _N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
1	⑤	石炭を専焼させるボイラー 〔流動層燃焼方式、 排ガス量4万m ³ /h未満〕	1～4 0.5～1 0.5未満	6	450	380	350	350	380	350(注3)	350
				6	450	380	350	350	390	350(注3)	350
				6	480	480	480	380	380	350(注3)	350
	⑥	石炭を燃焼させるボイラー 〔接線型チルチングバーナー 排ガス量100万m ³ /h以上〕	100以上	6	430	300	300	300	300	300	200
	⑦	石炭を燃焼させるボイラー 〔散布式ストロカ型 排ガス量4万～10万m ³ /h〕	4～10	6	450	350	300	300	300	320	320
	⑧	固体燃料を燃焼させるボイラー 〔流動層燃焼方式、 排ガス量4万m ³ /h未満〕	0.5～4 0.5未満	6	450	380	350	350	350	350(注3)	350
				6	480	480	480	380	380	350(注3)	350
	⑨	固体燃料を燃焼させるボイラー 〔火炉熱発生率837,210kJ/m ³ /h以上、 再熱再生抽気復水式自然循環型ボイラーを59.12.31までに固体燃料を燃焼させるボイラーに転換したもの 排ガス量50万～70万m ³ /h〕	50～70	6	420	420	300	300	300	300	250
	⑩	固体燃料を燃焼させるボイラー (②～⑨以外)	70以上 50～70 20～50 4～20 0.5～4 0.5未満	6	400	300	300	300	300	300	200
				6	420	300	300	300	300	250	
6				420	350	300	300	250			
6				450	350	300	300	250			
6				450	380	350	350	350			
6	480	480	480	380	380	350	350				

令別表第1の項番号	細番番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
					1	⑪	原油タールを燃焼させる排煙脱硫装置(注4)付ボイラー 〔排ガス量100万m ³ /h未満〕	50~100 10~50 4~10 1~4 1未満	4 4 4 4 4	210 210 280 280 280	180 180 180 280 280
	⑫	原油タールを燃焼させるボイラー (⑪以外)	50以上 10~50 4~10 1~4 1未満	4 4 4 4 4	180 190 250 250 250	180 180 180 250 250	150 150 150 150 250	130 150 150 150 180(注5)	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180	130 150 150 150 180
	⑬	液体燃料を燃焼させる排煙脱硫装置(注4)付ボイラー 〔原油タール以外、排ガス量100万m ³ /h未満〕	50~100 4~50 1~4 1未満	4 4 4 4	210 210 250 280	180 180 250 280	150 150 150 280	130 150 150 180(注5)	130 150 150 180	130 150 150 180	130 150 150 180
	⑭	液体燃料を燃焼させるボイラー (⑪~⑬以外) (注6)	50以上 4~50 1~4 1未満	4 4 4 4	180 190 230 250	180 180 230 250	150 150 150 250	130 150 150 180(注5)	130 150 150 180	130 150 150 180	130 150 150 180
	⑮	小型ボイラー	(注7)								
2	①	ガス発生炉、加熱炉	—	7	170	170	170	170	150	150	150
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 〔天井バーナー〕 〔燃焼方式〕	—	7	360	360	360	360	150	150	150
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上 1未満	15 15	540 540	540 540	540 540	220 540	220 220	220 220	220 220
	②	ペレット焼成炉 (①以外)	1以上 1未満	15 15	300 300	300 300	300 300	220 300	220 220	220 220	220 220
	③	焼結炉 (①、②以外)	10以上 1~10 1未満	15 15 15	260 270 300	260 270 300	260 270 300	220 220 300	220 220 220	220 220 220	220 220 220
	④	アルミナ製造用煅焼炉	1以上 1未満	10 10	350 350	350 350	350 350	200 350	200 200	200 200	200 200
	⑤	煅焼炉(④以外)	—	10	200	200	200	200	200	200	200
	⑥	焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220	220	220
4		溶鉱炉	—	15	120	120	120	120	100	100	100

令別表第1の項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
					5		金属溶解炉 (注8)	—	12	200	200
6	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	10以上	11	200	200	100	100	100	100	100
			1～10	11	200	200	150	150	150	150	150
			0.5～1	11	200	200	200	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上	11	—	—	100	100	100	100	100
			1～10	11	—	—	—	180	180	180	180
			0.5～1	11	—	—	—	150	150	150	150
			0.5未満	11	—	—	—	180	180	180	180
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	11	160	160	100	100	100	100	100
			1～10	11	170	170	150	130	130	130	130
			0.5～1	11	170	170	170	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180
7	①	排煙脱硫装置 (注4)付加熱炉	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	170	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	190	190	190	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	②	エチレン製造用分解炉 (③以外)	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	③	エチレン製造用分解炉 (炉床式バーナー)	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1～4	6	280	280	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	④	エチレン製造用独立過熱炉 (⑤以外)	10以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			4～10	6	180	180	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150
	⑤	エチレン製造用独立過熱炉及びメタノール製造用改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			4～10	6	430	430	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150
	⑥	加熱炉 (①～⑤以外)	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1～4	6	180	170	150	130	130	130	130
			0.5～1	6	180	180	180	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
8		触媒再生塔	—	6	300	300	300	300	250	250	250
8の2		燃焼炉	—	8	300	300	300	300	250	250	250

令別表第1の項番号	細番番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
					9	①	石灰焼成炉 〔ガス燃焼ロータリーキルン〕	—	15	300	300
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上 10未満	10 10	— —	— —	250 —	250 350	250 350	250 350	250 350
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上 10未満	10 10	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	250 350	250 350
	④	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉	—	18	450	450	450	450	400	400	400
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉	—	15 (注9)	400	400	400	400	360	360	360
	⑥	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉	—	16 (注9)	900	900	900	900	800	800	800
	⑦	ガラス製造用溶融炉 (⑤、⑥以外)	—	15 (注9)	500	500	500	500	450	450	450
	⑧	焼成炉、溶融炉 (①～⑦以外)	—	15	200	200	200	200	180	180	180
10	①	硫酸カリウム製造用反応炉	—	6	250	250	250	250	180	180	180
	②	硫酸製造用反応炉 (NOx 触媒)	—	6 (注10)	700	700	700	700	180	180	180
	③	反応炉、直火炉 (①、②以外)	—	6	200	200	200	200	180	180	180
11		乾燥炉	—	16	250	250	250	250	230	230	230
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12 12	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	450 450	450 450
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) (注11)	4以上 4未満	12 12	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	250 700	250 700
	③	廃棄物焼却炉 〔連続炉、①、②以外〕	4以上 4未満	12 12	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250	250 250	250 250
	④	廃棄物焼却炉 〔連続炉以外、排ガス量4万m ³ /h以上〕	4以上	12	—	—	—	250	250	250	250

令別表第1の項番号	細番番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
					14	①	焙焼炉	—	14	250	250
	②	焼結炉	—	15	300	300	300	300	220	220	220
	③	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち鋳滓処理炉 〔石炭、コークスを燃料、還元剤とするもの〕	—	15	450	450	450	450	450	450	450
	④	亜鉛精錬用溶鋳炉のうち立型蒸留炉	—	15	230	230	230	230	100	100	100
	⑤	溶鋳炉 (③、④以外)	—	15	120	120	120	120	100	100	100
	⑥	銅精錬用溶解炉のうち精製炉 〔アンモニアを還元剤とするもの〕	—	12	330	330	330	330	330	330	330
	⑦	溶解炉(⑥以外)	—	12	200	200	200	200	180	180	180
	⑧	乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180	180	180
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200	200	200	200	180	180	180
21	①	焼成炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	②	溶解炉	—	15	650	650	650	650	600	600	600
23	①	焼成炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	②	乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180	180	180
24		溶解炉	—	12	200	200	200	200	180	180	180
25		溶解炉	—	12	200	200	200	200	180	180	180
26	①	鉛酸化物製造用溶解炉	—	Os	200	200	200	200	180	180	180
	②	溶解炉(①以外)	—	12	200	200	200	200	180	180	180
	③	反射炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	④	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	—	Os	200	200	200	200	180	180	180
	⑤	反応炉(④以外)	—	6	200	200	200	200	180	180	180

令別表第1の項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
27		吸収施設、漂白施設、濃縮施設	—	Os	200	200	200	200	200	200	200
28	①	コークス炉 (オート型)	10以上 10未満	7 7	— —	— —	200 —	170 170	170 170	170 170	170 170
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7 7	350 350	350 350	200 350	170 170	170 170	170 170	170 170

注1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

注2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25J以下のものをいう。

注3 固体燃料を燃焼させるボイラーのうち、流動層燃焼方式であって、排出ガス量が4万m³/h未満であって、昭和58年9月10日から昭和59年9月9日までに設置されたものに係る排出基準は、360cm³/m³Nである。

注4 排煙脱硫装置とは、ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設であって当該ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に80%以上削減する性能を有するものをいう。

注5 液体燃料を燃焼させるボイラーのうち、排出ガス量が1万m³/万m³/h未満であって、昭和52年6月18日から昭和52年9月9日までに設置されたものについては、次の基準が適用される。

区分	排出基準 (cm ³ /m ³ N)
排煙脱硫装置が設置されているもの	280
その他のもの	250

注6 液体燃料を燃焼させるボイラーのうち、過負荷燃焼型であって、排出ガス量が0.5万m³/h未満であって、昭和52年9月9日までに設置されたものについては、排出基準は適用しない。

注7 小型ボイラー（伝熱面積が10m²未満であって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上のボイラー）については、次の排出基準が適用される。

区分	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)		
		昭和60年9月9日までに設置されたもの	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置されたもの	平成2年9月10日以降に設置されたもの
固体燃料を燃焼させるもの	6	—	350	350
灯油、軽油、A重油以外の液体燃料を燃焼させるもの	4	—	300	260
その他のもの	—	—	—	—

注8 キュボラについては、排出基準が適用除外される。

注9 専ら酸素を用いて燃焼するものについては、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s \cdot \frac{1}{4}$$

注10 昭和54年8月9日以前に設置された硫酸製造用反応炉（NOx触媒）のOnは、15%である。

注11 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

＜その2＞									
令別表第1の項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注12)	排出ガス量 (万m ³ /h)	On (%)	排出基準 (cm ³ /m ³ N)				
					昭和63年1月31日までに設置された施設	昭和63年2月1日から平成元年7月31日までに設置された施設	平成元年8月1日から平成3年1月31日までに設置された施設	平成3年2月1日から平成6年1月31日までに設置された施設	平成6年2月1日以降に設置された施設
29	①	ガスタービン 〔気体燃料を専燃させるもの〕	4.5以上 4.5未満	16 16	— —	70 90	70 70	70 70	70 70
	②	ガスタービン 〔液体燃料を専燃させるもの、気体燃料及び液体燃料を混燃させるもの〕	4.5以上 4.5未満	16 16	— —	100 120	100 100	70 70	70 70
30	①	ディーゼル機関 〔シリンダ径が400mm以上のもの〕	—	13	—	1,600	1,400	1,200	1,200
	②	ディーゼル機関 〔シリンダ径が400mm未満のもの〕	—	13	—	950	950	950	950
31		ガス機関		0	2,000	2,000	2,000	1,000	600
32		ガソリン機関		0	2,000	2,000	2,000	1,000	600

注12 専ら非常時に用いられる施設については、当分の間、排出基準を適用しない。

(5) 揮発性有機化合物規制

ア 揮発性有機化合物排出施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の2

番号	施設 の 名 称	規 模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m ³ 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m ³ 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m ³ 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m ³ 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m ³ 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m ³ 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m ³ 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの

イ 揮発性有機化合物の排出基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）別表第5の2

番号	施設の種類	排出基準 (排出ガス1m ³ につき)
1	令別表第1の2の1の項に掲げる乾燥施設	600cm ³
2	令別表第1の2の2の項に掲げる塗装施設のうち自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの	400cm ³
3	令別表第1の2の2の項に掲げる塗装施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	700cm ³
4	令別表第1の2の3の項に掲げる乾燥施設のうち木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000cm ³
5	令別表第1の2の3の項に掲げる乾燥施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	600cm ³
6	令別表第1の2の4の項に掲げる乾燥施設	1,400cm ³
7	令別表第1の2の5の項に掲げる乾燥施設	1,400cm ³
8	令別表第1の2の6の項に掲げる乾燥施設	400cm ³
9	令別表第1の2の7の項に掲げる乾燥施設	700cm ³
10	令別表第1の2の8の項に掲げる洗浄施設	400cm ³
11	令別表第1の2の9の項に掲げる貯蔵タンク	60,000cm ³

※ この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

(6) 粉じん規制

ア 一般粉じん関係

① 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第2

番号	一般粉じん発生施設		規 模
	用 途	施 設 の 名 称	
1	—	コークス炉	原料処理能力が50t/日以上であること。
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	鉱物、土石又はセメント用	ベルトコンベア バケツコンベア 〔密閉式のものを除く。〕	次のいずれかに該当するもの ・ベルトの幅が75cm以上であること。 ・バケツの内容積が0.03㎡以上であること。
4	鉱物、岩石又はセメント用	破碎機 摩砕機 〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	鉱物、岩石又はセメント用	ふるい 〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕	原動機の定格出力が15kW以上であること。

② 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）別表第6

番号	一般粉じん発生施設	構 造 ・ 使 用 ・ 管 理 基 準
1	コークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア バケツコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の措置が講じられていること。
4	破碎機 摩砕機 ふるい	次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の措置が講じられていること。

イ 特定粉じん発生施設関係

① 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第2の2

番号	特定粉じん発生施設		規 模
	用途	施設 の 名 称	
1	石綿を含有する製品の製造用	解綿用機械	湿式のもの及び密閉式のものを除く。 原動機の定格出力が3.7kW以上であること。
2		混合機	
3		紡織用機械	
4		切断機	
5		研磨機	
6		切削用機械	
7		破砕機、摩砕機	
8		プレス（剪断加工用）	
9		穿孔機	

② 特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準

特定粉じん発生施設から大気中に排出され、又は飛散する特定粉じんについては、当該特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度として次の基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）第16条の2

項目	敷地境界基準（本/L）
石 綿	10

ウ 特定粉じん排出等作業関係

① 特定粉じん排出等作業

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の4

番号	特定粉じん排出等作業の種類
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

② 特定建築材料

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の3

番号	特定建築材料の種類
1	吹付け石綿
2	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）

③ 解体等工事に係る事前調査及び説明

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の受注者及び自主施工者は、当該解体等工事を行う前に特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）に該当するか否かについて事前に調査しなければなりません。また、解体等工事の受注者は、発注者に対し、調査の結果について、下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

（記載事項）

- ・調査を終了した年月日
- ・調査の方法
- ・調査の結果

事前調査の結果、当該解体等工事が特定工事に該当する場合には、受注者は発注者に対し、特定粉じん排出等作業実施の届出に必要な記載事項についても説明しなければなりません。

④ 事前調査結果の掲示

解体等工事の受注者及び自主施工者は、解体等工事を施工するときは事前調査の結果（掲示事項は次表のとおり）を掲示板により公衆に見やすいように掲示しなければなりません。なお、当該掲示板の設置については、事前調査を実施した解体等工事が特定工事に該当しない場合であっても必要となります。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）第16条の10

掲 示 事 項	<ul style="list-style-type: none">・調査結果（特定工事に該当するか否か）・調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・調査を終了した年月日・調査の方法・解体等工事が特定工事に該当する場合は特定建築材料の種類及び使用箇所
------------------	--

⑤ 特定粉じん排出等作業の作業基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）第16条の4

- a 見やすい箇所に次の事項を表示した掲示板を設置すること。

掲 示 事 項	<ul style="list-style-type: none">・届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・特定粉じん排出等作業の実施の期間・特定粉じん排出等作業の方法・特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
------------------	---

※特定工事…特定粉じん排出等作業を伴う建設工事

b 次表の作業の種類に該当する作業基準を遵守すること。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）別表第7

番号	作業の種類	作業基準
1	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業（次項又は3の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等によって湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。</p> <p>チ 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
2	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を除去する作業であって、特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等によって湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の特定粉じんを処理すること。</p>
3	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を掻き落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項右欄イからチまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、特定建築材料を除去すること。</p>

(7) 水銀等（水銀及びその化合物）規制

ア 水銀排出施設

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）別表第3の3ほか

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	規模・要件	
1	1	石炭燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー (石炭専焼を除く。)	次のいずれかに該当すること ・伝熱面積が10㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上10万L/h未満	
2	2		石炭ボイラー (1の項に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当すること ・伝熱面積が10㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上	
3	3 4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の③に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煨焼炉 ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	原料の処理能力が1t/h以上
	5			②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の③に掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が1㎡以上 ・羽口面断面積が0.5㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
	14			③銅の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。） ・乾燥炉	次のいずれかに該当すること ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5㎡以上 ・羽口面断面積が0.2㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上
4	3 4			④金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑥に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煨焼炉 ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	原料の処理能力が1t/h以上

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	規模・要件	
4	5		一次施設	⑤金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が1㎡以上 ・羽口面断面積が0.5㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
	14			⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。） ・乾燥炉 	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5㎡以上 ・羽口面断面積が0.2㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上
5	3 4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設	⑦金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑨及び⑩に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉 ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉 	原料の処理能力が1t/h以上
	5			⑧金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑨、⑩及び⑪に掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が1㎡以上 ・羽口面断面積が0.5㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
	14			⑨銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑪に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。） ・乾燥炉 	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・原料の処理能力が0.5t/h以上 ・火格子面積が0.5㎡以上 ・羽口面断面積が0.2㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上
	24			⑩鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h以上 ・変圧器の定格容量が40kVA以上

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	規模・要件	
5	ダイオキシン類令別表第1の3	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設	⑪亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉 ・溶鋳炉 ・溶解炉 ・乾燥炉 	原料の処理能力が0.5t/h以上
6	3 4			⑫金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑬に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉 ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉 	原料の処理能力が1t/h以上
	5			⑬金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が1㎡以上 ・羽口面断面積が0.5㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
7	9	セメントクリンカー製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が1㎡以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上 	
8	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉のみの許可を有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の9の項に掲げるものを除く。）（注1）	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積が2㎡以上 ・焼却能力が200kg/h以上 	
9			廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物（注2）又は水銀含有再生資源（注3）を取り扱うもの（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	裾切りなし	
<p>注1 令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉の他、一般廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法第8条第1項）、産業廃棄物の焼却施設（廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号）も該当する。</p> <p>注2 廃棄物処理法施行令で規定</p> <p>注3 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定</p>					

※ この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）を、ダイオキシン類令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。

イ 水銀等の排出基準

水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第3の3ほか

- 1 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）を、ダイオキシン類令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。
- 2 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3、4、5の項及び14の項の施設のうち、硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料もしくは当該原料からなる材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び当該原料からなる材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 3 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3、4、5の項及び14の項の施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 4 水銀等の量は以下の式により求める。
 - 1) 熱源として電気を使用する施設、令別表第1の3、4、5、14、24の項の施設及びダイオキシン類令別表第1の3の項の施設

$$C = C_s$$
 - 2) その他の施設

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量（単位 μg）
 O_n 次に掲げる値とする。

令別表第1の1の項	6
令別表第1の9の項	10
令別表第1の13の項	12

O_s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）
 C_s 日本工業規格K0222及びZ8808に定める方法により測定された水銀濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの（単位 μg）
- 5 水銀濃度が激しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。
- 6 この表において、既設とは、平成30年4月1日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいい、新設とは既設以外のものをいう。

番号	令別表第1の番号	分類	施設の種類	排出基準（μg/m ³ N）（注1）		
				既設（注2）	新設	
1	1	石炭燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー （石炭専焼を除く）	15	10	
2			石炭ボイラー （1の項に掲げるものを除く）	10	8	
3	3 4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の③に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉 ・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	30	15
	5			②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の③に掲げるものを除く。）	30	15

番号	令別 表第 1の 番号	分類	施設の名称	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) (注1)		
				既設 (注2)	新設	
3	14	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	一次施設	③銅の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉 (専ら粗銅を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	30	15
4	3 4			④金属の精錬 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (この表の⑥に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・煨焼炉 ・溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	50	30
				5	⑤金属の精錬 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉 (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。)	50
	14		⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉 (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	50	30	
5	3 4		二次施設	⑦金属の精錬 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの (この表の⑨及び⑩に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・煨焼炉 ・溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	400	100
				5	⑧金属の精錬 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉 (専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑨、⑩及び⑪に掲げるものを除く。)	400

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) (注1)		
				既設 (注2)	新設	
5	14	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	二次施設	⑨銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑩に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。） ・乾燥炉	400	100
	24			⑩鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉	400	100
	ダイオキシン類令別表第1の3			⑪亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 ・溶鋳炉 ・溶解炉 ・乾燥炉	400	100
6	3 4			⑫金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑬に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉 ・溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	50	30
	5			⑬金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	50	30
7	9	セメントクリンカー製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉	80 (注3)	50	
8	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉のみの許可を有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の9の項に掲げるものを除く。）	50	30	
9	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	100	50	

注1 既施設であっても、平成30年4月1日以降に水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50%以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

注2 既施設のうち、排出基準に適合させるために、水銀排出施設又は水銀等の処理施設の大幅な改修を実施する場合には、平成32年3月31日（平成32年3月31日より前に排出基準に適合させるための改修が完了した場合には当該改修が完了した日）までは排出基準は適用しない。

ただし、次の施設については、以下のとおりとする。

(1) 廃棄物処理法第9条第1項又は第15条の2の6第1項の規定による施設の変更の許可が必要な施設

平成31年3月31日までに、施設の変更の許可を申請した場合には、次のいずれか早い日までは排出基準を適用しない。

- ① 当該変更の許可を受けた施設の使用を開始する日
- ② 当該許可を受けた日から起算して1年を経過した日

(2) 廃棄物処理法第9条の3第8項の規定による施設の変更の届出が必要な施設

平成31年3月31日までに、施設の変更の届出をした場合には、次のいずれか早い日までは排出基準を適用しない。

- ① 当該変更の届出をした施設の使用を開始する日
- ② 廃棄物処理法第9条の3第9項において準用する同条第3項の期間を経過した日から起算して1年を経過した日
- ③ 当該変更の届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた日から起算して1年を経過した日

注3 原料とする石灰石中の水銀含有量が1月当たり0.05mg/kg以上であるものについては、当該水銀含有量が連続した4ヶ月について1月当たり平均0.05mg/kg未滿となるまでの間、 $140 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ とする。

(8) 有害大気汚染物質対策

ア 指定物質排出施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第6

番号	施設の種類	施設の規模
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上であること。
2	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量が500kL以上であること。
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼンの処理能力が1t/h以上であること。
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m ³ /h以上であること。
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽の容量が5kL以上であること。
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（11の項に掲げるものを除く。）	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m ² 以上であること。
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上であること。

イ 指定物質抑制基準

指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量については、その許容限度として次の指定物質抑制基準が適用されます。

大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年2月6日環境庁告示第5号、第6号）

番号	指定物質の種類	令別表第6の番号	施設の種類	規模	指定物質抑制基準 (mg/m ³ N)	
					既設	新設
1	ベンゼン	①	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	排出ガス量1,000～3,000m ³ N/h	200	100
				排出ガス量3,000m ³ N/h以上	100	50
		②	コークス炉		100	100
					開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。	
		③	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供する蒸留施設	排出ガス量1,000m ³ N/h以上	200	100
		④	脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。）		100	50

番号	指定物質の種類	令別表第6の番号	施設の名称	規模	指定物質抑制基準 (mg/ m ³ N)	
					既設	新設
1	ベンゼン	⑤	貯蔵タンク(浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)		1,500 容量が1,000kL以上のものに限る。	600
		⑥	反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)	排出ガス量1,000~3,000 m ³ N/h	200	100
				排出ガス量3,000 m ³ N/h以上	100	50
2	トリクロロエチレン	⑦	溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設		500	300
		⑧	トリクロロエチレンを溶媒として使用する混合施設		500	300
		⑨	蒸留施設のうちトリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの		300	150
		⑩	トリクロロエチレンにより洗浄する洗浄施設		500	300
3	テトラクロロエチレン	⑦	溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設		500	300
		⑧	テトラクロロエチレンを溶媒として使用する混合施設		500	300
		⑨	蒸留施設のうちテトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの		300	150
		⑩	テトラクロロエチレンにより洗浄する洗浄施設		500	300
		⑪	ドライクリーニング機(密閉式のものを除く。)		500	300

1 この表の指定物質抑制基準の欄に掲げる指定物質の量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、1の項に掲げるものにあつては水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として、2および3の項に掲げるものにあつては水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法によりトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンとして測定される量として、それぞれ表示されたものとする。

2 コークス炉に係るベンゼンの量は、装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量とする。

3 貯蔵タンクに係るベンゼンの量は、ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量とする。

4 この表において、既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む。)をいい、新設とは既設以外のものをいう。

5 既設についての指定物質抑制基準は、平成10年4月1日から適用する。

6 新設についての指定物質抑制基準は、平成9年4月1日から適用する。

7 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)をいう。

3 青森県公害防止条例によるばい煙及び粉じん規制

青森県公害防止条例では、大気汚染防止法によるばい煙及び粉じん規制を補完するため、法に定める規模よりも小規模な施設を対象として、ばい煙及び粉じんの規制並びに届出等について定めており、その仕組みは、法とほぼ同様となっています。

条例では、ばい煙関係施設から排出されるばい煙については排出口における排出基準が、粉じん関係施設については構造等に関する基準が定められています。

これらの排出基準等の遵守のために、条例では、ばい煙関係施設及び粉じん関係施設の設置等の届出、知事による計画変更命令や改善命令、排出基準違反に対する罰則などの措置が定められています。

(1) ばい煙規制

ア ばい煙関係施設

青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）別表第1

番号	施設 の 名 称	施設 の 規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積が5㎡以上10㎡未満であること。
2	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1㎡以上2㎡未満であること。 ・焼却能力が100kg/h以上200kg/h未満であること。
備考 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く。		

- (注) 1 伝熱面積とは、日本工業規格B8201及びB8203の伝熱面積の項で定められるところにより算定した伝熱面積をいう。
2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。

イ 硫黄酸化物の排出基準

ばい煙関係施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量については、次の排出基準が適用されます。

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第1、別表第2

<p>1 条例第18条第3項第1号の規定による硫黄酸化物の排出に係る許容限度は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。</p> $q = K \times 10^{-3} \cdot H_e^2$ <p>この式において、q、K及びH_eは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>q 硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算したm³/h）</p> <p>K 大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}通商産業省令第1号）別表第1の下欄に掲げる値で当該地域について定められたもの</p> <p>H_e 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 m）</p>
<p>2 排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。</p> $H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$ $H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$ $H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$ $J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$ <p>これらの式においては、H_e、H_o、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>H_e 補正された排出口の高さ（単位 m）</p> <p>H_o 排出口の実高さ（単位 m）</p> <p>Q 温度15℃排出ガス量（単位 m³/s）</p> <p>V 排出ガスの排出速度（単位 m/s）</p> <p>T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）</p>

ウ ばいじんの排出基準

ばい煙関係施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量については、次の排出基準が適用されます。

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第3

番号	条例別表第1の番号	施設名	排出基準 (g/m ³ N)	On (%)	備考
1	1	ガスを専焼させるボイラー	0.10	5	
2		ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの	0.30	4	Onは、当分の間Osとする。
3		上記以外のボイラー	石炭を燃焼させるもの	0.40	6
	その他のもの		0.40	6	Onは、当分の間Osとする。
4	2	廃棄物焼却炉	0.50	12	Onは、当分の間Osとする。

1 条例第18条第3項第2号の規定によるばいじんの排出に係る許容限度は、この表の排出基準の欄に掲げる許容限度とする。

2 この表の排出基準の欄に掲げる許容限度は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

（この式において、C、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。）

C ばいじんの量（単位 g）

Os 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）

Cs 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

3 この表の排出基準の欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量とする。

5 この表において、条例とは、青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）をいう。

(2) 粉じん規制

ア 粉じん関係施設

青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）別表第2

番号	施設 の 名 称	施設 の 規 模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が500㎡以上1,000㎡未満であること
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限る、密閉式のものを除く。）	次のいずれかに該当すること ・ベルトの幅が50cm以上75cm未満であること ・バケットの内容積が0.02m ³ 以上0.03m ³ 未満であること
3	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が25kW以上75kW未満であること
4	粉碎機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が3.75kW以上であること
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること
6	動力打綿機及び動力混打綿機	
備考 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第12号に規定する電気工作物である施設及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス工作物である施設を除く。		

イ 粉じん関係施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第4

番号	粉じん関係施設	構 造 ・ 使 用 ・ 管 理 基 準
1	鉱物又は土石の堆積場	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 葉液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の措置が講じられていること。
2	ベルトコンベア バケットコンベア	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	破碎機 摩砕機 粉碎機 研磨機 ふるい	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	動力打綿機 動力混打綿機	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4 自主測定

(1) ばい煙量等の測定

ばい煙排出者は、ばい煙発生施設及びばい煙関係施設に係るばい煙が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らそのばい煙量又はばい煙濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定記録表に記録し、3年間保管しなければなりません。なお、環境計量証明事業者が交付する「計量証明書」の交付により、測定記録表に記録すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、当該証明書の記載をもって測定記録表の記録に代えることができ、当該証明書を3年間保存することになります。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）第15条

測定物質	施設区分		測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m ³ _N /h以上の施設		2か月に1回以上
ばいじん	ガス専焼ボイラー、水素製造用改質器（ガス発生炉） ^(注2) 、燃料電池用改質器（ガス発生炉）、ガスタービン、ガス機関		5年に1回以上
	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h以上	2か月に1回以上
		焼却能力4,000kg/h未満	年2回以上 ^(注1)
	上記以外の施設	排出ガス量4万m ³ _N /h以上	2か月に1回以上
排出ガス量4万m ³ _N /h未満		年2回以上 ^(注1)	
窒素酸化物	水素製造用改質器（ガス発生炉） ^(注2) 、燃料電池用改質器（ガス発生炉）		5年に1回以上
	上記以外の施設	排出ガス量4万m ³ _N /h以上	2か月に1回以上
		排出ガス量4万m ³ _N /h未満	年2回以上 ^(注1)
有害物質 （窒素酸化物を除く）	排出ガス量4万m ³ _N /h以上の施設		2か月に1回以上
	排出ガス量4万m ³ _N /h未満の施設		年2回以上 ^(注1)
注1 1年間に継続して6月以上休止するものにあつては、年1回以上とする。			
注2 水蒸気改質方式の改質器であつて、水素製造能力が1,000m ³ _N /h未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る）。			

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）第8条（抄）

ばい煙関係施設の 種類及び規模	ボイラーのうちガスを専焼させるもの	左記以外のもの
測定回数	5年に1回以上	年2回以上 （1年間に継続して6月以上休止するもの にあつては、年1回以上）
(注) 測定及びその結果の記録は、ばいじんに係るばい煙濃度について行うこと。		

《参考》ボイラーの自主測定項目について

ボイラーのばい煙の自主測定については、排出基準が定められたばい煙について行う必要があり、例えば、ガス、灯油、軽油又は重油を燃焼させるボイラーを新設した場合の測定項目は、施設の規模により下の表のとおりとなっています。

また、当該ボイラーの硫黄酸化物の排出量が $10\text{m}^3\text{N}/\text{h}$ 以上となる場合は、硫黄酸化物の測定も必要です。
なお、ばい煙排出者の自主的な取組により、排出基準が定められていないばい煙についても測定することはかまいません。

伝熱面積	5 m ² 未満	—
	5 m ² 以上 10 m ² 未満	ばいじん
	10 m ² 以上	ばいじん、窒素酸化物

(2) 揮発性有機化合物濃度の測定

揮発性有機化合物排出者は、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らその揮発性有機化合物濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保管しなければなりません。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）第15条の3

測定回数	年1回以上
------	-------

(3) 特定粉じんの濃度の測定

特定粉じん排出者は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しているかどうかを確認するため、自ら特定粉じん濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保管しなければなりません。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省
通商産業省 令第1号）第16条の3

測定回数	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
------	--------------------

(4)水銀濃度の測定

水銀排出者は、水銀排出施設に係る水銀等が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らその水銀濃度（ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度の合計）を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定記録表に記録し、3年間保管しなければなりません。なお、環境計量証明事業者が交付する「計量証明書」の交付により、測定記録表に記録すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、当該証明書の記載をもって測定記録表の記録に代えることができ、当該証明書を3年間保存することになります。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年^{厚生省}_{通商産業省}令第1号）第16条の12

施設区分	測定頻度
排出ガス量4万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 以上の施設	4か月に1回以上
排出ガス量4万 $\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ 未満の施設	6か月に1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年に1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年に1回以上

注1 粒子状水銀濃度の測定の省略について、連続する3年間の間継続して、以下のいずれかの条件を満たす場合は、ガス状水銀の濃度をもって水銀濃度とすることができる。ただし、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要である。

- ①粒子状水銀濃度がガス状水銀の定量下限未満
- ②測定結果の年平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③測定結果の年平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が $50\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ 未満

なお、年平均とは、連続する1年間の定期測定の結果を平均して算出した値とする。再測定を行った場合は、再測定結果（「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値）を用いて、年平均値を算出すること。

注2 定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、以下の期間内に3回以上の再測定を行い、排出基準を超過した定期測定の結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。

- ①定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超えるときは、定期測定の結果を得た日から起算して30日以内
- ②①以外のときは、定期測定の結果を得た日から起算して60日以内

5 届出書の提出先等

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例の規定による各種届出は、巻末の〈大気関係届出先及び問い合わせ先〉に記載されている所管区域を管轄している機関に提出してください。

届出様式等は、青森県電子申請・届出システム申請書ダウンロード（「青森県 申請書ダウンロード」で検索）からダウンロードできます。

6 大気汚染の緊急時の措置

県では、大気汚染防止法第23条第1項又は第2項に該当する緊急時の事態が発生した場合にとるべき措置等を「青森県大気汚染緊急時対策要綱（平成20年5月1日制定）」で定めており、大気汚染の状況が要綱に定める基準に該当する場合には、注意報等を発令して住民に周知を図るとともに、大気汚染の状況を改善するため、ばい煙を排出する者^{注)}に対し、ばい煙の排出量を自主的に削減するよう協力を求めることとしています。

青森県大気汚染緊急時対策要綱（平成20年5月1日制定、平成28年5月31日最終改正） 別表2、4（抜粋）

	注 意 報	警 報
発令基準	大気汚染防止法施行令第11条第1項に定める場合に該当するとき。	大気汚染防止法施行令第11条第2項に定める場合に該当するとき。
注意報・警報の種類	硫黄酸化物注意報 浮遊粒子状物質注意報 一酸化炭素注意報 二酸化窒素注意報 オキシダント注意報	硫黄酸化物警報 浮遊粒子状物質警報 一酸化炭素警報 二酸化窒素警報 オキシダント警報
ばい煙の排出量の減少等のために講ずべき措置	ばい煙を排出する者 ^{注)} に対し、ばい煙の排出量（燃料の使用量）を自主的に削減するよう協力を求める（一酸化炭素注意報及び一酸化炭素警報を除く。）	

注)「ばい煙を排出する者」とは、ばい煙発生施設においてばい煙を排出する者のほか、法対象規模未満のばい煙を発生する施設からばい煙を排出する者、家庭における暖房施設、鉱山、交通機関等において発生するばい煙を排出する者を含む。

（参考） 微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起

県では、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、国の「注意喚起のための暫定的な指針」に定める指針値を超えると予想される場合において、県民に対する注意喚起を円滑に実施するため、「微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領（平成25年3月27日制定）」を定めて、運用しています。

微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領（平成25年3月27日制定、平成27年1月30日最終改正）

注意喚起の基準	1 日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合 （判断基準） 1 PM2.5の測定を実施している大気汚染常時監視測定局において、午前5時から7時におけるPM2.5濃度の1時間値の平均が2地点以上で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 2 PM2.5の測定を実施している大気汚染常時監視測定局において、午前5時から12時におけるPM2.5濃度の1時間値の平均が1地点でも $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 ※ただし、測定機の異常又は局所的な要因によるものと判断された場合を除く。
注意喚起の解除の基準	注意喚起後にPM2.5濃度が減少し、全測定局において1日平均値が $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えないと判断された場合 （判断基準） 全測定局において、同時刻にPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合 ※ただし、1時から12時及び20時から24時の1時間値は除く。

7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（うち、大気基準適用施設）の届出、大気排出基準及び自主測定

(1) 届出義務

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）では、同法に基づく特定施設を設置する工場又は事業場に対して、各種の届出義務が課せられており、各種届出書は、特定施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている特定施設にあつては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている特定施設にあつては八戸市環境保全課）へ、その届出の種類ごとに定められた期日までに届け出なければなりません。

- ・ 特定施設設置の届出（法第 12 条第 1 項）

特定施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の 60 日前までに届け出なければなりません。

- ・ 特定施設使用の届出（法第 13 条第 1 項、第 2 項）

既に設置している施設が新たに特定施設となった場合に行う届出で、特定施設となった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

- ・ 特定施設の構造等の変更の届出（法第 14 条第 1 項）

特定施設の構造、使用の方法、発生ガスの処理の方法を変更する場合に行う届出で、工事に着手する日の 60 日前までに届け出なければなりません。

- ・ 氏名の変更等の届出（法第 18 条）

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者名に変更等があった場合、特定事業場の名称及び所在地に変更があった場合に行う届出で、変更があった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

- ・ 特定施設使用廃止の届出（法第 18 条）

特定施設の使用を廃止した場合に行う届出で、廃止した日から 30 日以内に届け出なければなりません。

- ・ 承継の届出（法第 19 条第 3 項）

特定施設の設置又は使用の届出をした者の地位を承継した場合に行う届出で、承継があった日から 30 日以内に届け出なければなりません。

(2) 特定施設（大気基準適用施設）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号）別表第 1

番号	施設の種類	施設の規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が 1 t/h 以上
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000kVA 以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が 0.5t/h 以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焙焼炉、乾燥炉にあつては原料の処理能力が 0.5t/h 以上 ・ 溶解炉にあつては容量が 1 t 以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5㎡以上又は焼却能力が 50kg/h 以上（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計及び焼却能力の合計で判断）

(3) 大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 1 及び附則別表第 2

令別表第 1 の番号	特 定 施 設		排 出 基 準 (ng-TEQ/ m ³ N)	
	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模	既存施設	新設施設
1	焼結炉（焼結鋳製造用）		1	0.1
2	電気炉（製鋼用）		5	0.5
3	焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉、乾燥炉（亜鉛回収用）		10	1
4	焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（アルミニウム合金製造用）		5	1
5	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h 以上	1	0.1
		焼却能力2,000kg/h 以上 4,000kg/h 未満	5	1
		焼却能力2,000kg/h 未満	10	5
<p>1 この表において、既存施設とは、平成12年1月15日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。ただし、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2 m²以上又は焼却能力が200kg/h 以上のもの及び電気炉にあっては、平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準を適用する。</p> <p>2 この表において、令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。</p>				

(4) 自主測定

特定施設を設置している者は、毎年1回以上、排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（廃棄物焼却炉については、併せて、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量）について測定を行い、特定施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている特定施設にあっては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている特定施設にあっては八戸市環境保全課）に報告しなければなりません。

〈 大気関係届出先及び問い合わせ先 〉

機 関 名	所 管 区 域
東青地域県民局 環境管理部 〒030-8566 青森市東造道一丁目 1-1 環境保健センター内 T E L 017-736-9292 F A X 017-736-9293	東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎 1F T E L 0172-31-1900 F A X 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 2F T E L 0178-27-5111(代表) F A X 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村を除く。）、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 むつ合同庁舎新館 1F T E L 0175-33-1900 F A X 0175-23-1853	むつ市、下北郡
青森市 環境部 環境政策課 〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎（アウガ）3F T E L 017-718-0293 F A X 017-718-1083	青森市
八戸市 環境部 環境保全課 〒031-0801 八戸市江陽三丁目 1-111 下水道事務所 3F T E L 0178-43-9107 F A X 0178-47-0722	八戸市



大気保全に関する法制度のあらまし

平成 30 年 4 月

編集・発行 青森県環境生活部環境保全課
〒030-8570 青森市長島一丁目 1 番 1 号
T E L 017-734-9242 (水・大気環境グループ直通)